

「(次期)北九州市障害者支援計画」について

1 計画の性格・法的位置づけ

(1) 3つの法定計画

「市町村障害者計画」、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」を包含する計画。本市における障害福祉施策に関する計画

①北九州市障害者計画

障害者基本法第11条第3項に基づく、市町村における「障害者のための施策に関する基本的な計画」

②北九州市障害福祉計画

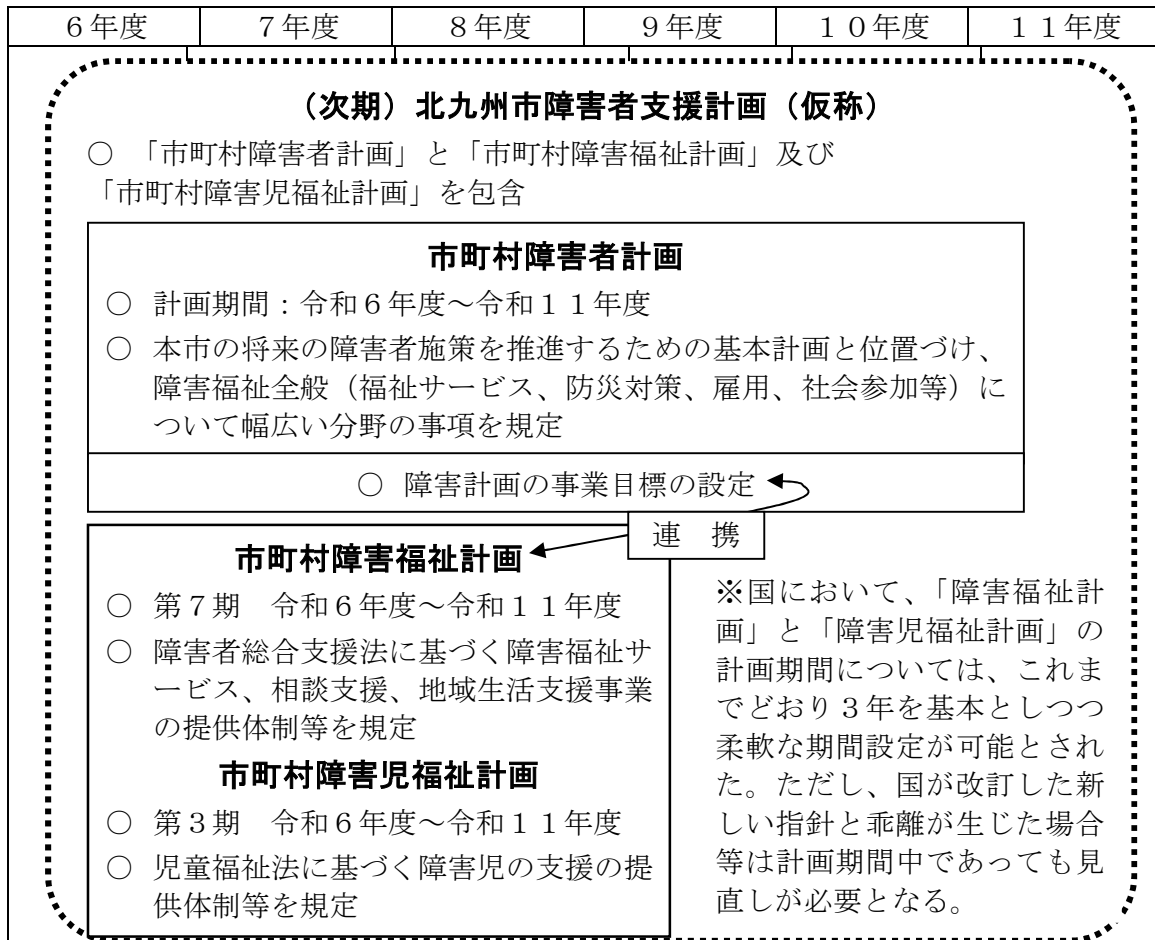
障害者総合支援法第88条第1項及び第6項に基づく、市町村における「障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画」

③北九州市障害児福祉計画

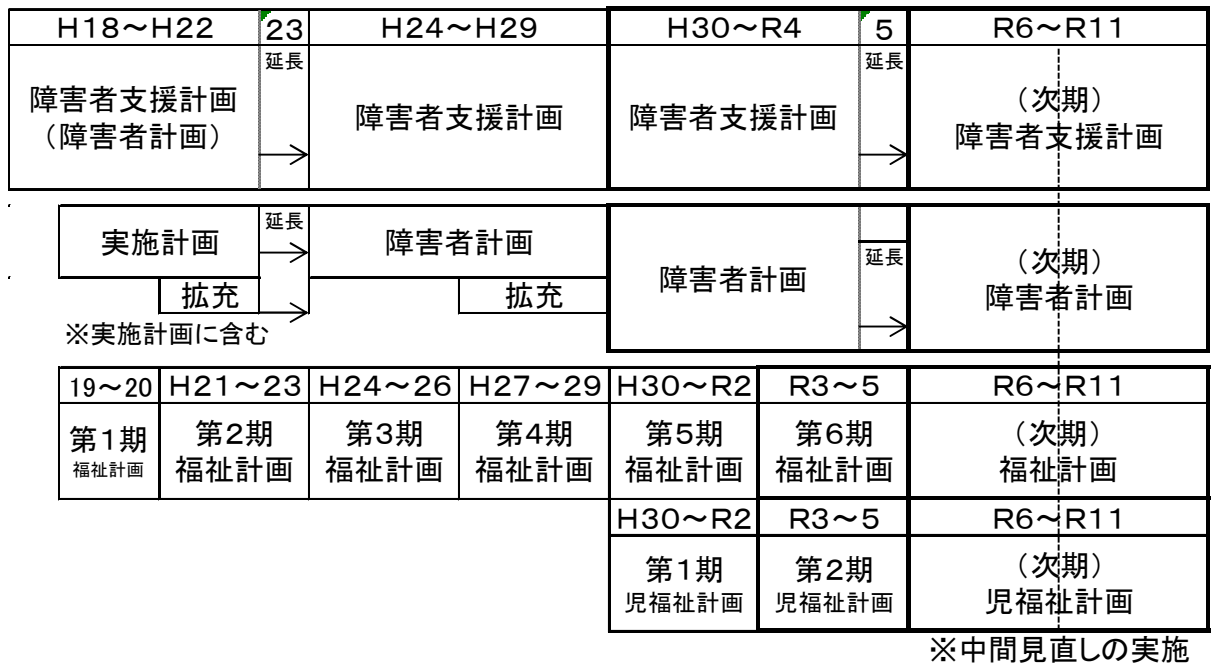
児童福祉法第33条の20に基づく、市町村における「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に関する計画」

(2) 基本計画での位置づけ

市の基本構想・基本計画に基づく障害福祉分野の計画



2 北九州市障害者支援計画の流れ



3 国の基本計画、基本指針の流れ

内閣府の障害者基本計画

※障害者基本法に基づき政府が策定する障害者施策に関する基本計画

H15~H24	H25~H29	H30~R4	R5~R9
障害者基本計画	第3次 障害者基本計画	第4次 障害者基本計画	第5次 障害者基本計画

厚労省の基本指針

※障害者総合支援法に基づき厚生労働省が策定する基本指針

H18~20	H21~23	H24~26	H27~29	H30~R2	R3~5	R6~8
第1期 福祉計画	第2期 福祉計画	第3期 福祉計画	第4期 福祉計画	第5期 福祉計画	第6期 福祉計画	第7期 福祉計画

厚労省の基本指針

※児童福祉法に基づき厚生労働省が策定する基本指針

H30~R2	R3~5	R6~8
第1期 児福祉計画	第2期 児福祉計画	第3期 児福祉計画